

群馬県 前橋市	個人市民税・県民税・森林環境税
市町村コード	領収証書(公)
1 0 2 0 1 6	

口座番号	加入者名
00120-1-960246	前橋市会計管理者
年 月分	指定番号

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									

納期限	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名称 様	

上記のとおり領収しました。	領収日付印
	(納入者保管)

群馬県 前橋市	個人市民税・県民税・森林環境税
市町村コード	納入書(公)原符
1 0 2 0 1 6	振替の請求に使用する欄 払出口座番号 払出請求人印 番

口座番号	加入者名
00120-1-960246	前橋市会計管理者
年 月分	指定番号

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									

納期限	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名称	

上記のとおり納入します。	領収日付印
※日計	円
※印は郵便局において使用する欄です	
	(金融機関又は郵便局保管)

群馬県 前橋市	個人市民税・県民税・森林環境税
市町村コード	納入済通知書(公)0246
1 0 2 0 1 6	科目コード 調定年度 課税年度 01 506 506

口座番号	加入者名
00120-1-960246	前橋市会計管理者
年 月分	指定番号

納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									

納期限	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名称 納	

取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター 上記のとおり通知します。 取りまとめ金融機関 受付店→群馬銀行 前橋市役所出張所→市役所	領収日付印
	(市役所保管)

注意
 白色のA4用紙(感熱紙、コート紙不可)に印刷後、点線に沿って四辺を切り取り、必要事項を記入のうえ、前橋市指定金融機関等へお持ちください。なお、ここで提供してまいります納入書は、ゆうちょ銀行及び郵便局では取扱いきません。
印刷方法
 退職所得に係る市県民税がなければ表面のみ印刷し、退職所得の市県民税がある場合は、プリンタの設定の印刷の向きを「横」に、「どじ方向」を「どじ」としてから両面印刷してください。

この線に沿って切り取って下さい

市民税 納入申告書												
(宛先) 前橋市長										(受付印)		
年 月 日 提出												
年 月 分				人員			人					
退職手当等 支払金額		+	億	千	百	+	万	千	百	+	円	
特別 徴収 税額	市民税											
	県民税											
住所(居所) 又は所在地												
氏 名 又は名称												
特別 徴収 義務者	法人 番号 又は 個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

退職者の内訳												
氏 名		<input type="checkbox"/> 役員			勤続							
		<input type="checkbox"/> 役員以外			年数							
1月1日 の住所		前橋市										
支払金額			市民税額			県民税額						
氏 名		<input type="checkbox"/> 役員			勤続							
		<input type="checkbox"/> 役員以外			年数							
1月1日 の住所		前橋市										
支払金額			市民税額			県民税額						

【納入申告書の記入事項】

●納入書の表面は、「給与分(一括徴収分を含む。)」と「退職所得分」に区分して、それぞれの税額を該当欄に記入してください。

●退職所得に係る市民税・県民税を納入する際は、左の納入申告書に必ず記入してください。

●特別徴収義務者が個人事業主の場合、金融機関に提出する納入申告書には個人番号のみ記入せず、前橋市への提出については、上記とは別の納入書(個人番号を含む必要な事項を記入したもの)を用いて、別途郵送等により提出してください。併せて「個人番号カードの表裏両面の写し」等の貼付もお願いします。

●退職者が役員の場合は、別途退職所得に係る「特別徴収票」を提出してください。

●退職等により給与分の特別徴収税額に異動があったときは、速やかに別途「異動届出書」を提出してください。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期限は徴収した月の翌月10日です

納期限が市の休日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日等)に当たるときは、その休日の翌日を納期限とします。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入場所

※2の金融機関を除き、下記金融機関の全国にある本店・支店(所)・出張所等で納入できます。なお、市の納付窓口でも納入できます。

群馬銀行
しのめ信用金庫
東和銀行
みずほ銀行
三井住友銀行^{※1}
りそな銀行^{※1}
足利銀行
横浜銀行^{※1}
第四北越銀行
栃木銀行
大光銀行

高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
北群馬信用金庫
あかぎ信用組合
ぐんまみらい信用組合
横浜幸銀信用組合^{※2}
中央労働金庫
前橋市農業協同組合

【その他】

前橋市役所収納課

各支所・各市民サービスセンター(コミュニティーセンターを除く)
(金融機関名称は令和6年4月現在)

※1 三井住友銀行・りそな銀行・横浜銀行での窓口納付には手数料が発生します。

※2 取扱店は前橋支店のみとなります。

お問い合わせ先

○課税の内容に関すること

前橋市役所市民税課 電話 027-898-6208(直通)

○納入に関すること

前橋市役所収納課 電話 027-898-6226(直通)